

## 酒々井町農業委員会 8月総会会議録

平成28年8月19日（金）

役場中央庁舎3階会議室

午後3時27分から午後4時40分まで

局長 定刻前ですが、鈴木委員欠席という連絡を頂いておりますので始めさせていただきます。会議に先立ちまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いします。

＜石井親睦会長＞

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 皆様お忙しいところご苦労様です。委員さんの中では既に稲刈りを始めた人もいるみたいですが、これから稲刈りのシーズンに入りますので、体調管理に気を付けて仕事をして下さい。ただいまから平成28年8月の農業委員会総会を開会いたします。

会長 なお、本日の総会は、議案1件、専決処理報告1件、その他3件ですので、よろしくお願いします。

局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、13名中、12名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、11番小坂和男委員、12番竹田陽委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議長 それでは、議案 農地法第5条許可申請についての整理番号1を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局長 議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲受人は、富里市在住者、譲渡人は、飯積在住者外4名の共有です。申請理由は住宅用地で、権利の種類等は所有権の移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。2ページ、3ページの位置図と公

図を参考にしていればと思います。資力及び信用については、融資見込み証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成28年11月4日着工、平成29年3月25日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法は手続き済とのこと。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接地農地は譲渡人所有の農地ですが、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の説明について私の方からさせていただきます。

議 長 ○○○さんに話を聞いたところ、不動産屋に任せてあるので、そちらから話を聞いて下さいとのこと。○○さんの話では、申請書では転用目的が住宅用地となっていますが喫茶店をやりたいとのことでした。よろしく申し上げますとのこと。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 次に、議案 農地法第5条許可申請についての整理番号2を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。譲受人は、匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は、墨在住者です。申請地は、墨の農地で、地目は畑、面積は1,341 m<sup>2</sup>です。申請理由は太陽光発電所で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。9ページ、10ページの位置図と公図を参考にしていればと思います。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成28年12月1日着工、平成29年1月

31日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、東京電力の許認可書及び経済産業省の認定書が添付されております。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接に農地はありません。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我委員 今回は本人と話をしませんでした。前回話をしたときは、もう農家はやらないということでした。空き畑はほとんど耕作しておらず、トラクターでうなっているだけの状態でこの場所もずっと耕作されておらず、除草剤を撒いたりしているところなので、特に問題ないと思います

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をとくまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号1について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしく願います。

申請代理人 今回計画されている方は現在、父の所有する住宅に同居してしまして、家族人数が○人程いますが、手狭で、○○代の男性も○人おりますので、将来を見据えてお嫁さんを頂き、通勤にも近いこの土地を選定した次第です。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたら願います。

議 長 ありませんか。私から質問させていただきます。これは、普通の一般住宅ですか。

申請代理人 はい、そうです。自己の居住用の住宅になります。

議 長 私が○○さんに聞いた話だと喫茶店みたいなものをやりたいということでしたが、どうなのでしょう。

申請代理人 それは全くありません。ご自身でお住まいになります。

議 長 他に何かありませんか。特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号2について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしく願います。

申請代理人 申請人の株式会社〇〇〇〇が土地所有者の〇〇さんから土地をお借りし、太陽光発電施設を設置して売電事業を行います。売電期間は20年間で売電先は東京電力さんになります。年内着工で、来年の1月末頃から売電を開始する予定となっています。土地は転圧をかけるのみで、農地の形態をあまり変えない方法で地面に直接杭を差し込み、太陽光発電施設を設置します。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

高崎委員 事業計画書の中で大雨等を考慮し、土地周囲に盛土をして土砂の流出を防ぐとありますが、盛土はどのような形で、どの程度の高さを予定していますか。

申請代理人 今日現場を見て頂き、西側にアスファルトで少し高くなっているところがあったと思いますが、概ねその程度の高さを予定しています。土に関しては、敷地内の土を少し寄せて盛る程度で、他の場所から持ってくるようなことはしません。

議 長 他にありませんか。

竹田委員 土地に軽く転圧をかけるのみで、砂利を敷いたりコンクリート舗装はしないということですが、雑草等の管理はどのように行いますか。

申請代理人 電気設備にある程度詳しい方でないと土地の管理が難しいので、会社のOBの方が3、4か月に1回程度除草します。

議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第5条の届出について、事務局より報告をお願いします。

局 長 農地法第5条の届出について説明させていただきます。資料の14ページをご覧ください。譲受人は、酒々井町上岩橋在住者、譲渡人は、酒々井町に住所を有する法人です。届出地は、上岩橋の農地で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は142㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成28年7月26日付け、酒農委第5号の4で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、その他の(1)平成28年度農業委員会視察研修について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局から説明がありましたが、先ず、幹事の選出につきましては、いか

がいたしましょうか。

<協 議>

議 長 それでは、順番通り幹事に鈴木委員、内田委員、宮田委員、大変でしょうがよろしくお願ひします。次に、日程・視察場所等につきまして、現時点でご希望等がありましたら、よろしくお願ひします。

<協 議>

議 長 それでは、日程は2月7日と8日、場所は幹事一任ということですので、よろしくお願ひします。

議 長 次に、その他の(2)農地のあっせんについて、事務局より説明をお願ひします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願ひします。

(質問、意見等あり)

議 長 委員さんも何かありましたらよろしくお願ひします。次に、その他の(3)について事務局から何かありましたらお願ひします。

高橋主任主事 遊休農地利用意向調査結果の報告、及び遊休農地利用状況調査のお願ひ

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願ひします。

局 長 23日の金曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、23日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、23日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。